

## 英米における「防犯まちづくり」の理論の系譜と近年の動向

### History and current status of 'Planning for crime prevention' in UK and USA : A theoretical perspective

雨宮 護\*・樋野公宏\*\*

Mamoru AMEMIYA\*・Kimihiko HINO\*\*

Based on literature survey, we found the history and current status of a theory of 'Place Based Crime Prevention' (PBCP), which is used as theoretical background of planning for crime prevention in UK and USA. From literatures that were published after 1960, the followings were identified. 1) PBCP which had been born in the 1960s faced four challenges by 1990s, which were 'the limit of the effect', 'the limit of the applicable space', 'the practical difficulty' and 'the concerns about the side effect'. 2) PBCP in the latter period born in the late 1990s has come to include 'the comprehensive concept', 'the expansion of the applicable space', 'the practicability' and 'having the broader objective'. 3) PBCP has being developed to share goals with the resent planning theories such as 'New urbanism' and 'Urban village'.

**Keywords:** place based crime prevention, defensible space, 2<sup>nd</sup> generation CPTED, safer places, new urbanism  
場所に基づく防犯, 守りやすい空間, 第二世代防犯環境設計, セーフター・プレイス  
ニューアーバニズム

#### 1. はじめに

「防犯まちづくり」という考え方が、我が国でもまちづくりの一類型として定着しつつある。国レベルでは、2003年、「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項」が発表され<sup>29)</sup>、2006年には、同留意事項をもとに、それまでの防犯まちづくりの枠組みとなっていた「安全・安心まちづくり推進要綱」が改正された<sup>29)</sup>。地方レベルでは、自治体による条例の策定や防犯に配慮した設計指針の運用<sup>34)</sup>、市民による防犯活動の活発化<sup>29)</sup>など、具体的な取り組み例は枚挙に暇がない。「安全・安心」が、人々にとって普遍的で重要な価値である以上、こうした動きは、今後も社会に定着していくと考えられる。

一方、防犯まちづくりが普及するにつれ、「監視社会につながるのではないか」、「ほんとうに問題が解決されるのか」といった、懐疑的な見方(批判論)も徐々に出てきた<sup>31)</sup>。このことは、現在の防犯まちづくりには、解決すべき課題も多いことを示している。防犯まちづくりは、こうした批判論の指摘を踏まえたうえで、そのあり方を見直していくことが求められている。

防犯まちづくりのあり方を見直すためには、その基礎となる考え方(理論)の段階から概念を再検討する作業が必要となる。現在の防犯まちづくりの理論的基礎を提供しているのは、後述する「場所に基づく防犯理論(Place based crime prevention, 以下、「PBCP」)」である<sup>31)</sup>。将来に向け、まずはPBCPそのものの概念を再検討することは重要な課題といえる。

ところで、我が国の防犯まちづくりの範とされることの多い英国と米国(以下、「英米」)では、1990年代後半以降、現在の我が国と同様の状況が生じた。すなわち、防犯まちづくりの取り組みの限界や弊害が指摘され、批判論が隆盛し、PBCPの概念の再構築が求められた。これに対し、英米では、それまでのPBCPが、ニューアーバニズムやアーバンヴィレッジといった最新のまちづくり思潮と融合しながら再構築された。こうした英米の動向は、我が国では、論説<sup>24)29)</sup>や訳書<sup>34)35)</sup>において部分的に紹介されているものの、十分に知られているとは言えない。これを明らかにすることは、上述の我が国の課題にとっても示唆に富むものと考えられる。

そこで本稿では、文献調査の結果より、英米におけるPBCPの系譜と最近の動きを概観する。とくに、PBCPが転換期にどのような課題に直面し、どのように再構築されていったのかを具体的に見ていく。これにより、将来の日本の防犯まちづくりのあり方を展望する際の基礎資料を提供することを、本稿の目的とする。

#### 2. 場所に基づく防犯理論(PBCP)とは

Marcus FelsonのRoutine activity theoryによると、犯罪は、①犯意ある行為者(motivated offender)の存在、②相応しい標的(suitable target)の存在、③有能な監視者(capable guardians)の不在の3要素が時空間的に一致した地(時)点において確率的に発生する現象であると理解される<sup>3)</sup>。この理解に基づけば、防犯を実現するためには、これら3要素のそれぞれを減らしたり、3要素を時空間的に一致させないような介入を行えば良く、例えば、ある場所に対する見守り活動を強化すること(③を減らす)や、家屋周辺の障壁を除去すること(②と③の一致を防ぐ)といったことが、具体的な防犯対策として展望される<sup>5)</sup>。

ここで、「場所(place)」<sup>3)</sup>の特徴を操作することを通じて、上述の3要素を減らしたり、3要素の時空間的一致が起りにくくする手法が、PBCPである。すなわち、「場所の物理的な特徴、維持管理の内容、利用のされ方など」に対して、意図的な変更を加えることによって、「防犯(crime prevention)」<sup>3)</sup>を実現すること<sup>3)</sup>が、PBCPの基本的な枠組みとなる。

ここでいうPBCPは、複数の理論を包括するものであり、我が国でもよく知られているNewmanのDefensible spaceやJefferyのCrime prevention through environmental designなど、場所への介入を通して防犯を実現しようとする諸理論を内容に含む<sup>46)47)49)</sup>。

PBCPは、下位に含まれる理論の内容により、大きく前期PBCPと後期PBCPに分けることができる。前期PBCPは1960年代以降、後期PBCPは1990年代後半以降に構築された理論であり、後に詳しく述べるように、前期PBCPの理論としての行き詰まりが、後期PBCPの成立を促した。

\*正会員 科学警察研究所犯罪行動科学部(National Research Institute of Police Science)

\*\*正会員 独立行政法人建築研究所住宅都市研究グループ(Building Research Institute)

### 3. 前期PBCPの系譜と概念の変遷(表-1)

例えば、13世紀の英国ですでに関連する条例が存在した<sup>4)</sup>ことに象徴されるとおり、人間は、昔からある種の犯罪が場所の特定の特徴と関連して起こる現象であること、したがって、場所の特徴の変更が、少なくともその場所の防犯に役立つことを経験的に理解していた。1960年代以降、そうした経験は、様々な研究者が関わるなかで、理論として洗練されていく。ここでは、1960～1990年代の前期PBCPについて概要を見ていく。

#### 3-1. PBCPの萌芽

PBCPの端緒を開いたのは、米国の2人の女性、Elizabeth WoodとJane Jacobsであった<sup>7)</sup>。

Woodは、1937年から1954年まで、シカゴ住宅局(Chicago Housing Authority)の長官(初代)を務めた人物であった。Woodは、特別な警備を導入する経済的余裕のない、公共住宅における防犯という問題に取り組んだ。そして、彼女は、防犯のためには、住民の日常的な活動を通じた間接的な監視の目(自然な監視)を犯罪者に対して注ぐことが有効であると考へ、それを実現する公共住宅の物理的なレイアウトを考案した<sup>7)</sup>。

一方、Jacobsは、米国の都市批評家であった。彼女は1961年の著書“The death and life of great American cities”の中で、近代都市計画への徹底的な批判を行い、その論点のひとつに防犯を取り上げた。彼女は、ダウントウンであるグリニッジ・ヴィレッジの観察から、賑わいがあり安全で快適な街路には、利用者の多様性に起因する継続的な利用、沿道からの自然な監視の目(eyes on the street)と、公私領域の明確な区分に起因する住民の領域意識があるとした<sup>8)</sup>。そして、用途純化、高層化、大街区化に象徴される近代都市計画が作り出す空間を、そうした特徴をもつ既存のまちを破壊するものであると批判した。

WoodとJacobsの主張は、彼女らの経験や観察によって導かれたものであり、科学的な根拠を伴うものとはいえない。しかし、「自然な監視」など今日まで続くPBCPの重要な原則を示した点で大きな意義を持つものといえる。

#### 3-2. Jeffery “Crime Prevention Through Environmental Design”<sup>20)</sup>

Jefferyは、1960年代の米国で主流であった懲罰的な犯罪統制策への疑問から、犯罪が起こる状況に着目し、状況を操作することによってその予防を図ることができるという、CPTED(Crime prevention through environmental design; セブテッドと読む)の概念を提唱した。日本でも紹介されることの多いCPTEDの定義「人間によってつくられた環境の適切なデザインと効果的な使用によって、犯罪の不安感と犯罪の発生を減少、そして生活の質の向上を導くことができる」は、後述するCroweによる、Jefferyの著書をもとにした定義である<sup>12)</sup>。Jefferyの著書は、犯罪学の分野に初めて「環境(environment)」の概念を組み込み、犯罪現象が、犯罪者、標的、犯罪発生場面の環境の3者から成る関数であるとの理解をもたらした。Jefferyは、犯罪を阻止する「環境」は、「(犯罪行為の)「促進要因の除去」と(犯罪行為が露見する)「リスクの増加」によってもたらされるとし、そうした社会的状況を導くための実行手段のひとつとして、物理的・社会的環境を操作する「都市計画とデザイン(urban planning and design)」を挙げた。そして、続く著書の第2版<sup>20)</sup>では、「防犯のための技術(crime prevention techniques)」として、都市計画を含む、環境の改善の考え方を示した。JefferyのCPTEDは、その後、防犯を目的とした大規模なプロジェクトに採用され、実務上も大きな影響を持つこととなった<sup>9)</sup>。犯罪と場所との結びつきを説明する理論的な道筋をつけたこと、「都市計画とデザイ

ン」を初めて防犯の手段として取り上げたこと、実務に反映されたことの3点において、PBCPにおけるJefferyの貢献は大きいものであったといえる。

#### 3-3. Oscar Newman “Defensible Space”<sup>25)</sup>

Jefferyが犯罪学の分野から上述のような主張を行ったのに対し、建築学の分野からほぼ同時期に同様の主張を行ったのが、Newmanである。今日のPBCPを語る上で、Newmanの著書Defensible spaceは欠かすことができない。それは、実証研究を通じて、今日まで続くPBCPの基本原則の多くを提示し、実務に対して、JefferyのCPTED以上に大きな影響力をもったからである。Newmanは、1969年から3年間、ニューヨーク・シティの5つの区、計15万戸が居住する公共住宅において、犯罪発生率の調査を行った。そして、100の事業地の比較から、住棟が高層化し、住棟あたりの戸数が多くなるほど犯罪発生率が高くなる傾向を見出した。そこでは、以下の4つの条件が、安全な環境の創出に寄与するものとしてあげられた。これらの意味するところは、Jacobsと同じく、近代都市計画・近代建築に対する批判であった。

- ・領域性(territoriality)の強化: 物理的、象徴的な構造物を用いた団地内空間の領域画定(territorial definition)によって、住民が所有意識を持てるようにすること。
- ・自然監視(natural surveillance)の確保: 住民が公共領域を見渡すことができるように住戸の窓を配するなどの設計上の工夫を行うこと。
- ・イメージ(image)の向上: 建物に対して貧困と関連づけられた烙印(スティグマ)が押されることのないよう、周辺から浮き立つようなデザインを避けること。
- ・周辺環境(milieu)の考慮: 住宅団地を犯罪の少ない安全な場所に配置すること。

Newmanは、これらの条件を有する団地では、①住民が自衛的な行動を取ることが容易になる、②潜在的な犯罪者に対し自らが捕縛されるリスクを感じさせることができる、の2点が成り立つことから、結果的に犯罪が抑制されるとした。すなわち、Defensible spaceのモデルは、物理的環境の設計を通じた、住民によるインフォーマルな社会統制強化の方法論であった。

後述するようにDefensible spaceは、その後多くの批判を受けることとなる。しかし、理論としての明快さと、理論から導かれる解決策の具体性から、当時の建築・都市計画、刑事司法の学術分野や実践に大きな影響を与え、他国にも波及した<sup>10)</sup>。上記の4原則は、今日まで続くPBCPの基本原則であり、Defensible spaceは、PBCPの基礎を築いた重要な理論であったと位置づけられる。

#### 3-4. Clarke “Situational crime prevention”<sup>2,3,4,9)</sup>

JefferyやNewmanの研究と同時並行的に、英国内務省(Home Office)では、Situational crime preventionに関する研究が進められていた。Situational crime preventionとは、「(1)具体的な犯罪形態を対象に、(2)体系的、持続的な方法によって周辺環境の管理・設計・操作を行い、(3)犯罪機会を減少させ、かつ犯罪露見のリスクを高める、犯罪予防の手段」<sup>3)</sup>と定義される理論である。同理論の初出は1980年であり、そのときには「自然な監視の確保」、「フォーマルな監視の確保」、「被雇用者による監視の確保」、「環境の管理の強化」、「標的の強化」、「標的の除去」、「犯罪報酬の否定」、「犯罪促進手段のコントロール」の8つの基本原則から構成されていた。その後、同理論は、適用可能な犯罪の範囲を広げることや同理論への批判

【表-1】英米におけるPBCPの系譜と概念の変遷

(註:行方向での同位置の原則は、内容的に重なることを示す。PBCPとの関連の強さを考慮し、JefferyのCPTED、CroweのCPTEDは第一版を、Situational crime preventionは1992年版までを掲載対象とした。CroweのCPTEDのカッコ内は、論者によって含まれるか否かが異なる原則を示す。)

区分	前期PBCP(1960's~1990's)								後期PBCP(1990's~)				
提唱者	Wood	Jacobs	Jeffery	Newman	Clarke & Mayhew	Wilson & Kelling	Crowe	Clarke	Wekerle & Whitzman	Cleveland & Saville	Zelinka & Brennan	ODPM & Home Office	
提唱者の立場	社会学者	都市批評家	犯罪学者	建築学者	犯罪学者	犯罪学者	犯罪学者	犯罪学者	都市社会学者/都市計画家	犯罪学者/都市計画家	都市計画家	英国の省庁	
提唱年	1961	1961	1971	1972	1980	1982	1991	1992	1995	1997;2003a;2003b	2001	2004	
理論(または著作)の名称	Housing design	The death and life of great American cities	Crime prevention through environmental design	Defensible space	Situational crime prevention (8原則)	Broken windows	Crime prevention through environmental design	Situational crime prevention (12原則)	Safe cities	2nd generation CPTED	Safescape	Safer Places	
提示された防犯のための原則	自然な監視の確保	自然な監視の確保	自然な監視の確保	自然な監視の確保	自然な監視の確保		監視性の確保(自然な方法、機械による方法、組織による方法)	自然な監視の確保			見通しと自然な監視の確保	監視性の確保	
					フォーマルな監視の確保 被雇用者による監視の確保		フォーマルな監視の確保 被雇用者による監視の確保		環境のわかりやすさの向上 他者からの視認性の向上				
		公私領域の明確化		領域性の強化(物理的)		接近の制御(自然な方法、機械による方法、組織による方法)	接近の制御				管理意識・所有意識の向上	導線の管理(接近の制御)	
				領域性の強化(象徴的)		領域性の強化			出入り口でのチェック 犯罪者をそらす				所有意識の向上
		多様な主体による多様な活動の促進	犯罪を促進しない環境・犯罪が露見しやすい環境の創造			(活動の支援)				他者からの視認性の向上	コミュニティ・チャーターの強化 地域の結束力の強化 外部集団との関係の強化 地域の「関値」への配慮	管理意識・所有意識の向上 近隣社会の一体化と相互交流	活動の促進
				周辺環境の考慮									構成の工夫
				イメージの向上	環境の管理の強化	環境の管理の強化	(イメージの向上と維持管理)						適切な維持管理
					標的の強化		(標的の強化)	標的の強化					物理的防御の強化
					標的の除去			標的の除去					構成の工夫
										助けを見つけれられること		所在情報の明示	
					犯罪報酬の否定、犯罪促進手段のコントロール			犯罪報酬の否定、犯罪促進手段のコントロール、財物の個別認証、犯罪動機の除去				導線の管理(バーミアビリティの向上)	

に対応することを目的に、1992年に3分類12種類、1997年に4分類16種類、2003年には5分類25種類の原則を持つものへと発展した。現行の25原則<sup>7)</sup>はきわめて包括的なものとなっており、その中には、場所の維持管理や利用といった、JefferyのCPTEDやNewmanのDefensible spaceでは扱われてこなかったものが含まれている。この点において、Situational crime preventionが、今日のPBCPに果たす役割は大きいと考えられる。Situational crime preventionに含まれる現行の25原則は、必ずしも場所の変更を手段とするものばかりとはいえない。しかし、犯罪発生場面の状況を変化させることによって防犯を図るという点で、PBCPと共通した前提に立つ理論といえる。

### 3-5. Wilson & Kelling "Broken windows"<sup>6)</sup>

1980年代に入ると、PBCPは「環境の管理」の視点を加える。そのきっかけとなったのが、1982年にWilson & Kellingが発表したBroken windowsである。同理論の基本的な内容は、以下のようなものである。「ひとつの割れた窓が放置されると、それを見た者は、その建物が誰の管理下にもないと判断し、他の窓を割るようになる。やがて建物の窓はすべて割られてしまう。」ここで、「割れた窓」と「建物」は、「犯罪に至らないような小さな秩序違反行為」と「地域」の比喩であると一般的に理解されている。つまり、Broken windowsの主張は、地域の管理がずさんで軽微な秩序違反行為が放置されると、その地域つまりには犯罪の多発する危険な地域となる、というものである。Broken windowsの主張は、日常的な環境の維持管理の重要性であるといえる。

軽微な秩序違反が犯罪へとつながるという同理論の想定する因果関係は、必ずしも現実には成立しない<sup>27)</sup>。また、「割れた窓」が想定するのは、放棄された空家や荒地などの物理的な荒廃にとどまらず、地域をぶらつくティーンエイジャーや酔っ払い、物乞い、売春婦など、社会一般に「望ましくない」とされる人々を含むことがあるため、「割れた窓」を強調すればするほど、そうした人々に排除されるべきとのレッテルを貼ることになる。そのうえ、軽微な秩序違反行為に対する統制強化の主体に警察を想定すると、同理論の適用は、警察権力の濫用を正当化する根拠になりうる。こうした諸点から、同理論には強い批判もある。しかし、こうした同理論自体への批判は別としてPBCPにおける位置づけという面に着目すれば、同理論は、場所の「管理」の重要性を指摘した点で特筆すべき理論だといえる。

### 3-6. Crowe "Crime prevention through environmental design"<sup>12)</sup>

1991年、犯罪学者Croweは、Jefferyと同名の著書Crime prevention through environmental designにおいて、PBCPの諸理論を整理した。ここでは、以下の3原則が示された。

・**監視性 (surveillance) の確保**：犯罪を起こそうとする者に遵法精神を持った利用者からの監視の目を注ぐこと。監視性には、用いる手段によって「組織による監視」、「機械による監視」、「自然な監視」があるが、原則的に「自然な監視」を優先すべきである。

・**接近の制御 (access control)**：犯罪を起こそうとする者が標的に物理的に接近することを、障壁を用いて妨げること。接近の制御にも、監視性と同様の3種類があるが、やはり「自然な接近の制御」に重点が置かれるべきである。

・**領域性の強化 (territorial reinforcement)**：遵法精神を持った利用者の場所に対する所有意識や愛着、誇りを向上させること。

Newmanの提示した4原則のうち、「領域性の強化」が「接近の制御」

と「領域性の強化」に分解され、「自然監視の確保」は、組織や機械による監視を含む「監視性の確保」に拡張された。また、Crowe自身は原則には含まれていないが、同書のなかでは、実質的に以下の3つの原則に触れられている。そのため、CPTEDは、上記の3原則だけでなく、以下を含めて6原則として提示されることもある<sup>31)</sup>。

・**標的の強化 (target hardening)**：犯罪の標的となる物や人を物理的に強化して、犯罪成功の労力をかけさせること。(ただし、標的の強化は、これまであまりにも当然に用いられてきた手段であること、行き過ぎると、人々が閉じこもり他人との接触を避ける要塞心理 (fortress mentality) を招くことから、これを原則に含めるべきではないという意見もある<sup>11)</sup>。

・**活動の支援 (activity support)**：多様な人々による公共領域の継続的な利用を促進すること。そのために土地利用の配置に混合用途 (mixed use) を取り入れること。

・**イメージの向上と維持管理 (Image/Maintenance)**：環境の継続的な維持管理を行うこと。それによるイメージの向上を図ること。

Newmanの提示した4原則のうち「イメージの向上」が「イメージの向上と維持管理」に反映されている。また、前述のBroken windowsの内容が、同様に「イメージの向上と維持管理」に反映されている。「活動の支援」においては、Jacobsが指摘した利用者の多様性の確保の視点が取り入れられている。

このようにCroweによるCPTEDは、それまでの理論を総括し、再構築されたものである。同理論は、今日のPBCPにおいても中核をなすものと位置づけられる。

## 4. 前期PBCPの限界

こうした前期PBCPは、英米の建築・都市計画部門において採用され、一定程度普及した<sup>40)</sup>。しかし、一方で、以下に示すように、その限界も指摘されはじめる。

### 4.1. 効果の限界性

第1には、効果の限界性である。PBCPが提唱された1970年代、多くのプランナーや建築家達は、この理論を、犯罪問題に対する万能薬のように考えていた<sup>39)</sup>。しかし、「場所の改変→場所への人々の関わりの変化→防犯の実現」という因果関係が実際に成立するか否かは、社会、文化、経済的要因に依存し、当初政策が想定していたほどには決定的なものではないことが、いくつかの実証研究を通じて明らかになってきた<sup>28)29)30)</sup>。実際に、米国や英国でPBCPを活用した大規模な社会実験も行われたが、環境決定論に基づくこれらの取り組みは、思わしい成果をあげられなかった<sup>6)</sup>。そればかりか、貧困や差別の解消といった本質的な問題に踏み込まない表層的な問題解決は、結局犯罪を他地域に転移させるだけだという批判も起こった<sup>10)</sup>。確かに、PBCPに基づく取り組みが効果をあげたことを報告する事例は数多くあり<sup>11)</sup>、その有効性は実証されている。しかし、場所への介入が環境の物的改善にとどまった場合は、効果は限定的なものにとどまることもまた明らかとなったといえる。今日では、PBCPの有効性は状況に依存し、場所の存在する社会的、経済的、文化的条件を無視した介入は、効果に乏しいという理解が一般的である<sup>13)42)50)52)</sup>。

### 4.2. 対象空間の限界性

第2には、対象空間の限界性である。前期PBCPの基本的枠組みを確立したNewmanのDefensible spaceは、公共住宅という私有地 (共有地含む) を前提として構築された理論であった。すなわち、Defensible spaceの基

本原則である「領域性の強化」は、領域内に対して部外者の利用を制限し、特定の主体の支配力を強めるものであるため、利用者がある程度特定される私有地にしか適用できない。これに対して、市民の要望は公共空間の防犯にまで広がっていた。Newmanに起源を持つ前期PBCPの理論は、公開性を前提とした公共空間には馴染まず<sup>39)</sup>、PBCPは公開性を制限して防犯性を高めるといった基本的発想に限界を抱えることとなった。

#### 4-3. 実践の困難さ

第3には、実践の困難さである。1970年代以降、PBCPが実践された例は、各地で報告されているが、いずれも例外的、限定的であり、PBCPが普遍的にまちづくりに反映されたとはいえない<sup>40)</sup>。それは、前述のように、PBCPの想定する因果関係が必ずしも有効とは言えなかったこととともに、知識の欠如から、PBCPを実践できる者が、建築・都市計画の世界に少数であったことに起因する<sup>41)</sup>。米国のNewmanや英国のColeman<sup>42)</sup>のように、建築・都市計画家として、政策に極めて近い位置で理論を実践した例もあったが、これは稀有な例であった。実践の場にいる多くの建築・都市計画家にとってPBCPの提示する概念は抽象的過ぎたため、概念は実践可能な手段に翻訳されなくてはならなかった<sup>43)</sup>。また、PBCPの経験の少なさは、結果として対策を画一化させることにもつながり、多様な現実の場面への対応を困難にした。こうした実践上の困難さは、後述する後期PBCPが、具体的な設計指針や実践プロセスを伴う形で発表される契機となった<sup>37)</sup>、<sup>54)</sup>。

#### 4-4. 「副作用」への懸念

第4には、PBCPの実践に伴う「副作用」への懸念である。PBCPの起源となったJacobsの主張は、複合的な土地利用とそれに起因する人々の多様性が、「場所」への自然な監視の目を形成し、そのことが、警察などの公権力の介入が最小限の状況下でも防犯が実現されることにつながることを指摘するものであった。したがって、公権力の都市への関与の拡大や、設備への安易な依存、人々の関係を分断し、特定層の社会的排除につながる政策などは、本来、防犯まちづくりにとって最も問題視すべき点である<sup>21)</sup>、<sup>52)</sup>。しかし、現実的には1970年代以降の防犯まちづくりは警察主導で行われ、対策は、時に過剰な設備の設置や警察による統制の強化、公共領域からの特定層の排除を導くものとなることもあった<sup>44)</sup>、<sup>45)</sup>。こうしたことから、前期PBCPに基づく防犯まちづくりは、人々の関係を分断する「要塞都市」や、監視を通して特定の主体の価値観を全体に強いる「監視社会」を招く<sup>39)</sup>、<sup>53)</sup>との意見が現れ、前期PBCPに基づく防犯まちづくりは、必ずしも望ましい社会を作るものではないという批判がなされた<sup>19)</sup>。

### 5. 後期PBCPの登場(表-1)

こうした前期PBCPの限界に対処するため、1990年代以降、新たな方法論が模索されることとなる。そして、既存のまちづくり思潮の影響を受けながら、後期PBCPの新たな潮流が現れる。

#### 5-1. Wekerle & Whitzman "Safe cities"<sup>54)</sup>

1995年、カナダ・トロントの「安全都市ガイドライン」(Toronto Safer city guideline)づくりを主導したWekerleとWhitzmanは、その経験と、CPTEDに基づく既存の防犯戦略各への懸念から、Safe citiesを発表した。そこでは、以下の3分類10種類からなる基本原則が示された。これらの原則は、前期PBCPに、彼女ら自身の経験を付け加えて導かれたものであった。

・環境のわかりやすさ(awareness of the environment)の向上: 場所の設計やレイアウトが理解しやすいものであること。そのための手段としては、

照明の設置、見通しの確保、囲われた場所への配慮、逃匿行動が取りにくい場所の改善が挙げられる。

・他者からの視認性(visibility by others)の向上: 場所における利用者が周囲の人々から孤立しないこと。そのための手段としては、自然・組織・機械監視の向上、土地利用の用途複合化、利用の活性化、所有感覚・領有意識の向上が挙げられる。

・救助の発見(finding help): 場所において何かあった際に、すぐに他者からの救助が得られること。そのための手段としては、標示およびその他の情報の伝達、わかりやすいデザインが挙げられる。

ここで提示された原則は、内容的にはほとんどがそれまでの諸理論にも見られたものであり、原則自体にそれほど新規性が見出せるわけではない。それにも関わらず、Safe citiesが特筆されるのは、原則の具体的な実践方法を初めて提示したからである。すなわち、Safe citiesでは、原則の実践は住民参加を交えるなかで行われるべきであるとの著者らの基本認識のもと、防犯診断から場所の改善、管理に至るまでの具体的な手順が提案された。これは、従来のCPTEDが、警察やセキュリティコンサルタントなど特定の人々によって、「即決でトップダウン的な、判で押したような手法で」<sup>54)</sup>行われがちであったのに対し、「住民を専門家とみなす」<sup>54)</sup>ことによって、地域ごとの解決策を見出そうとする方法論であった。Safe citiesでは、「設計の改善とともに、管理およびコミュニティによる防犯」<sup>54)</sup>が強調されている。こうしたプロセスへの住民参加は、防犯まちづくりの効果をより高めることが期待され、実際にSafe citiesの方法論を用いて場所の改善を図った都市では、一定の効果があったことが報告された<sup>55)</sup>。PBCPにとってSafe citiesは、理論実践の担い手として住民を明確に位置づけ、その実践手法を示した点で意義あるものといえる。

#### 5-2. Saville & Cleveland "2<sup>nd</sup> generation CPTED"<sup>43)</sup>

Saville & Clevelandは、既存のCPTEDを環境決定論的傾向が強すぎ、また、それを推し進めることは結局、ある場所から異なる価値観をもった人々を排除することになると考えた。彼らはこのことをPBCPの起源であったJacobsの思想とむしろ逆行するものと考えた<sup>44)</sup>。そして、本来CPTEDが想定していた目標を達するためには、単なる物理的な環境設計にとどまらず、住民の多様性を尊重し、帰属意識を喚起させ、住民間の積極的な交流を生む社会設計の方法論が必要であると、その実現手法を2<sup>nd</sup> generation CPTEDと呼んだ。その後、彼らは2<sup>nd</sup> generation CPTEDを以下の4原則にまとめ、これらを既存のCPTED(1<sup>st</sup> generation CPTED)の手法と併用することが必要であると示した<sup>44)</sup>、<sup>45)</sup>。

・コミュニティ・カルチャー(Community culture)の強化: コミュニティ構成員が、これぞ自分たちのコミュニティだと思えるような催し(例えば、スポーツ、音楽、祭りや歴史・人物の記念式典など)を積極的に行うこと。

・地域の結束力(Social cohesion)の強化: 地域の防犯診断やミーティングなどを通じて、コミュニティ構成員同士の相互交流を生み出し、社会的紐帯を強化すること。

・外部集団との関係(Connectivity)の強化: 他のコミュニティとの連携を強化すること。

・地域の閾値(Threshold)への配慮: 土地利用の偏り、住民の属性の偏りが閾値を超えないよう、多様性を保つこと。また、近隣住民が回復をあきらめる程度にまで、違法行為が増加しないようにすること。

これらの原則の意図するところは、場所よりもむしろ場所の背後にある社会に働きかけることによって、PBCPが本来目的とする、人と場所の間、

人と人との信頼や繋がりを生み出すことである。これは、前期 PBCP が、結局ハイテク機器の導入による「要塞 (fortress)」を築いてしまった<sup>44)</sup>ことに対する対案であった。

### 5.3. Zelinka & Brennan "Safescape"<sup>62)</sup>

2001年には、米国の建築家 Zelinka と Brennan から Safescape が提唱される。そこでは、4つの基本原則と、それを実践するための3つの手法が示された。

4つの基本原則とは、以下のものである。

- ・**所在情報 (Information and Orientation) の明示**：標識や施設、ランドマークなどの効果的な配置によって、その場所の所在や進行方向にある物が認識されること。
- ・**近隣社会との一体化と交流 (Socialization and Interaction)**：近隣の社会や近隣に住む人々との交流があり、なじみが持てるよう、近隣の規模が適当な大きさに保たれていること。
- ・**管理意識・所有意識 (Stewardship and Ownership) の向上**：場所が自分たちのものであるという意識をもてるよう、公私境界がはっきりと分けられていること。
- ・**見通しと自然監視の確保 (Seeing and Being Seen)**：場所から周辺がよく見通せ、また、周辺から自然な監視の目が注がれていること。

3つの手法とは、以下のものである。

- ・**土地利用と設計 (Land Use and Design)**：異なる用途間が衝突しないよう配慮しながら、土地利用を複合化すること。また、設計がヒューマン・スケールを超えないよう、規模を適度に保つこと。
- ・**利用の促進 (Activity and Programming)**：場所における適法的な利用者を増加させること。多様な利用者呼び込み、継続的な場所の利用を促すこと。
- ・**適切な維持管理 (Management and Maintenance)**：場所の適切な維持管理が図られていること。

これらの原則は表現こそ異なっているが、他の PBCP に含まれる理論と内容的にはほぼ同様のものである。しかし、彼らの著書において特筆すべきは、彼ら自身が携わった豊富な設計の事例から、これら原則の具体的な実践方法が網羅的かつ詳細に示されている点である。すなわち、Safescape の理論は、それまで構築されてきた PBCP を、経験を踏まえて実践論として再提示したものと位置づけられる。

### 5.4. ODPM & Home Office "Safer places"<sup>63)</sup>

PBCP の系譜において、現在、最も包括的かつ実践的と考えられるのが、2004年4月、英国副首相府 (Office of the Deputy Prime Minister) と内務省 (Home Office) によって公表された Safer Places である。Safer Places は、実践を想定して作成された自治体向けの防犯まちづくりのガイドラインであり、英国の都市農村計画の総則である PPS1 において、地方計画庁が都市計画等に際して参照すべきものとして位置づけられている<sup>18)</sup>。その基本原則は、以下の7点 (sustainability attributes) から構成される。

- ・**動線 (Access and Movement) の管理**：場所が、明確に規定された道路、空間、エントランスを備え、犯罪者を近寄らせないこと。また、動線計画がなされることによって、安全性を損なうことなく、移動利便性が高いこと。
- ・**構成 (Structure)**：住居形態、用途、土地利用の配置が防犯を考慮して選択、設計されていること。用途間の衝突がないよう用途が適配置され、適度な利用が行われていること。

・**監視性 (Surveillance) の確保**：建物のデザイン、設備の設置や適度な利用の創出により、不特定多数の人が近づくことのできる場所を見通すことができること。

・**所有意識 (Ownership) の向上**：物理的、心理的な領域の画定と場所のアイデンティティの創出によって、住民が、場所に対する所有意識、愛着、責任感、コミュニティ意識を感じられること。

・**物理的防御 (Physical protection) の強化**：場所が、必要かつデザインにも優れた防犯のための特徴を備えていること。

・**活動 (Activity) の促進**：魅力的な公共空間の創出、適切な土地利用の複合化などによって、場所に適度な人間活動があること。

・**適切な維持管理 (Management and maintenance)**：適切な体制の構築、居住者の維持管理活動への参加の促進などによって、公共空間の適切な維持管理がなされていること。

Safer Places の7原則で想定されているのは、維持管理や利用を含む場所の改変や創出であり、2<sup>nd</sup> generation CPTED のように場所の背後にある社会の設計にまでは踏み込まれていない。しかし、その内容は、前期 PBCP、後期 PBCP をほぼ網羅したものと見え、既存の理論の集大成と呼ぶにふさわしい。Safer Places は現時点における PBCP の最も包括的な理論であると位置づけられる。

## 6. 後期 PBCP の特徴

以上のように、1990年代後半以降、PBCP に新たな潮流が現れた。後期 PBCP の、前期との比較における特徴は、以下の4点に集約される。これらは、4章で述べた4つの限界点に対応している。4章の限界点に対応させつつ、以下に見ていく (表2)。

### 6-1. 概念の包括性

第1の特徴は、介入対象となる「場所」の概念が拡大され、地域社会への介入をも内容に含むものになったことである。犯罪学の分野では、防犯を巡って伝統的に「社会的防犯」<sup>19)</sup>と「状況的防犯」<sup>20)</sup>の2つのモデルが並存してきた<sup>21)</sup>が、前期 PBCP は後者のモデルを前提とした理論であった。しかし、これに対し、4章でみたように、その効果が限定的であるという限界が認識された。後期 PBCP では、それを乗り越えるため、2つのモデルを包括する形で理論が提起されている。したがって、後期 PBCP で提示される原則は幅広く、「場所」の物的改変だけでなく、場所の利用や管理、地域社会の設計なども視野に入れた原則が示されている。その具体例は、2<sup>nd</sup> generation CPTED に見ることができる。

### 6-2. 対象空間の拡大

第2の特徴は、公共空間をも対象に含む方法論になったことである。前期 PBCP は、守るべき領域を定め、その領域から他者を除くことを基本的な発想としていた。しかし、そのことが公共空間の要求する公開性と矛盾する結果を招いた。この点に対し、後期 PBCP では、むしろ様々な属性の利用者を領域内に呼び込むことによって、自然な監視の確保を通じた防犯を実現することが強調され、同時に人々が場所に対する責任を持つことを推奨している。こうした理由から、後期 PBCP では、Newman が理想とした領域性の強化や用途の純化<sup>20)</sup>よりも、パーミアビリティ<sup>21)</sup>の確保や複合用途の土地利用が強調されている。その具体例は、Safe cities や Safer places に見ることができる。

### 6-3. 実践への配慮

第3の特徴は、前期 PBCP の理論を実践論として示したことである。4

章で見たように、前期 PBCP は、実践上は一般化したとはいえなかった。その理由は、理論が抽象的過ぎ、実践する際に翻訳作業が必要となったことであった。後期 PBCP に含まれる諸理論は、こうした理論と実践との乖離を埋めるべく、実践の具体例をガイドラインや設計指針という形で示し、状況に応じて使い分けられるような配慮がなされている。その具体例は、Safescape や Safer places に付随した豊富な事例に見ることができる。

また、実践に際して、住民参加を前提としたプロセスを具体的に提示したことも特徴的である。これによって、それまでの画一的な実践から、地域特性に配慮したきめ細やかな実践への転換が可能となった。その具体例は、Safe cities における実践プロセスの提案に見ることができる。

#### 6.4. 上位概念の存在

第4の特徴は、防犯を上位概念のもとに位置づけ、「より高次の目標の達成手段としての防犯」という考え方を明確に示したことである。つまり、前期 PBCP が防犯のみに特化し<sup>(12)</sup>、「要塞都市」や「監視社会」を招く危険性があると指摘されたのに対し、後期 PBCP では、社会が進むべき大きな方向性が明示され、その下に防犯を位置づけた。これによって、例えば、監視の実現方途について、カメラによる直接的なものではなく、活動の増加を通じた間接的なものが推奨される<sup>37)</sup>など、防犯のための手段に対して望ましい方向が示された。パーミアビリティの確保、土地の複合利用など、防犯性能を巡って賛否がある考え方についても、上位概念との関係から望ましい方向が示された<sup>37)</sup>。

防犯の上位概念には、「Sustainable community」<sup>37)</sup>、「Ecological, sustainable development」<sup>43)</sup>、「Sustainability」<sup>10)</sup>、「Livable communities」<sup>40)</sup>など様々なものが示されているが、ここには、ニューアーバニズム、コンパクトシティ、アーバンヴィレッジといった現在のまちづくり・都市計画の思潮との共通性が見て取れる<sup>(13)</sup>。ニューアーバニズムなどの思潮は Jacobs に思想的な参照点を置いていることが多いことを考慮するならば、このことは、いわば PBCP の原点回帰であるといえる。後期 PBCP は、現在のまちづくり、都市計画の思潮の影響を受けるなかで、PBCP の本来の目標に向かって発展しつつあると考えられる。

【表-2】前期 PBCP の限界に対する後期 PBCP の対応

(注：カッコ内は本稿の章項に対応)

前期PBCPの限界	後期PBCPにおける対応
効果が限定的である。(4-1)	社会的防犯を含めた広範な方法論とした。(6-1)
対象空間が私有地であることを前提としている。(4-2)	公共空間にも対応可能な原則に見直した。(6-2)
実践が困難である。現実場面の多様性に対応できない。(4-3)	計画指針やガイドブックの形で手段を示した。住民参加を前提とした具体的な実践の方法論を示した。(6-3)
「副作用」が懸念される。(4-4)	上位概念のもとに防犯を位置づけた。(6-4)

#### 7. まとめ

本稿では、英米における防犯まちづくりの基礎理論である PBCP を概観した。そして、1960 年代から構築されてきた PBCP が多くの課題や限界に直面し、1990 年代後半以降、再構築されていった過程をみてきた。具体的には、以下の点を述べた。

- ・ 前期 PBCP は、1990 年代までに、「効果の限定性」、「対象空間の限定性」、「実践の困難さ」、「副作用への懸念」の4つの側面から限界

に直面した。

- ・ 後期 PBCP は、前期 PBCP が直面した課題に対処し、「概念の包括性」、「対象空間の拡大」、「実践への配慮」、「上位概念の存在」の4つの性格を有するものとして再構築された。
- ・ PBCP は、現在のまちづくりと大きな目標を共有しつつ、PBCP 本来の目標に向かって発展している。

後期 PBCP が前期 PBCP の課題をすべて解決したかを判断するのは、後期 PBCP の取り組み蓄積の少ない現時点では時期尚早である。例えば、後期 PBCP で重視される街路のパーミアビリティの確保は、これまでの見解では、むしろ犯罪の発生を助長させることが知られている<sup>52)</sup>。この課題はデザイン的に解決できるとの見解<sup>29)</sup>もあるが、現時点ではその実現性は未知数である。したがって、後期 PBCP が本当に問題解決手段となりうるか否かは、今後の結果次第である。

しかし、英米の防犯まちづくりが、直面する課題を踏まえて再構築された事実自体は、我が国の防犯まちづくりが見習うべき点といえる。特に、後期 PBCP において、上位概念の達成手段としての防犯という視点が明確に打ち出され、まちづくりとの連携を強めた点は注目される。冒頭に述べたとおり、近年、我が国でも防犯まちづくりの取り組みが本格化してきたが、多くの場合、ハード面で防犯灯や防犯カメラなどの設備の設置、ソフト面では住民によるパトロール活動にとどまりがちである。我が国においても、今後、こうした取り組みを、より普遍的なまちづくりへとつなげていくことが必要である。日本版前期 PBCP ともいえる「安全・安心まちづくり推進要綱」が発表されて7年、我が国においても、まちづくりと融合した後期 PBCP の登場が待たれる。

まちづくりと融合した後期 PBCP において、英米では、sustainable community 等が防犯の目標とされたが、我が国ではどのような都市像、社会像が目標となりえるであろうか。山本は、「安全・安心なまちづくりの都市像」として、「防犯都市」、「要塞都市」、「監視都市」、「村落都市」の4つの典型的な方向性を示し、各々の有効性と限界を指摘している<sup>38)</sup>。具体的な方向性は地域ごとに異なるだろうが、防犯に関する取り組みが盛んになっている今こそ、それが向かうべき大きな方向性について、こうした都市論レベル、理念のレベルでの議論を蓄積し、そのもとで防犯まちづくりの概念を再構築することが必要であろう。

本稿では、PBCP の系譜を文献情報に基づいて整理した。今後は、後期 PBCP の提唱者へのヒアリングをもとに、理論転換期の動向についてより詳細に把握すること、また、後期 PBCP に基づく防犯まちづくり事例の調査と評価を行うことを課題としたい。

#### 謝辞

本稿は、2007年に筑波大学システム情報工学研究科に提出した第一著者の博士論文「公園の防犯性に関する実証的研究」の一部に大幅な加筆・修正を行ったものです。指導教員であった横根真先生（前筑波大学教授、現東京大学教授）、大澤謙明先生（筑波大学教授）に厚く御礼申し上げます。

#### 補注

- (1) PBCP の用語は、Schneider & Kitchen<sup>46)</sup>で用いられたものである。
- (2) ここでの「場所」とは、「ある程度機能の範囲が限定され、もしくは単独の所有者に支配されているかもしれない」として、しばしば、コミュニティ内において物理的に独立した存在として識別される比較的小さなエリア<sup>46)</sup>である。
- (3) ここでの「防犯」とは、犯罪を防ぐことだけでなく、人々の犯罪不安を軽減させることも含む。
- (4) 1285年、英国において、国王エドワード1世によって、強盗の潜在場所となる理由で、街道沿いの土地所有者が灌木の繁みの解消を求める法律が施行されている<sup>49)</sup>。
- (5) 米国司法省国家犯罪研究所 (NILECI) は、1970年代、Jeffery の CPITD に基づいて、戸建て住宅地、学校、商業地の防犯性向上を図る大規模な社会実験を行

- っている (Westinghouse studies)<sup>46)</sup>。
- (6) 日本でも湯川らによって、Defensible space の仮説を検証するための大規模な調査が実施された<sup>49)49)</sup>。
  - (7) 「犯行を難しくする」、「捕縛リスクを高める」、「犯行の見返りを減らす」、「犯行の挑発を減らす」、「犯罪を容認する言い訳を許さない」の5分類のもとで25の手法が体系的に示されている<sup>49)</sup>。
  - (8) こうした事業の例として、米国では Westinghouse studies、英国では DICE project があげられる<sup>74)49)</sup>。
  - (9) 「積極的に個人の精神作用自体に働きかけてその者の将来の犯罪・非行を予防しようとする」<sup>49)</sup>防犯戦略を指す。
  - (10) 「あくまでも目に見えない潜在的な加害者を対象とし、物理的にその犯罪を阻止する」<sup>49)</sup>防犯戦略を指す。
  - (11) パーミアビリティ (通り抜けやすさ) は、街路パターンの接続の良さを意味し、ニューアーバンイズムの文脈では極めて重要な概念である<sup>29)</sup>。これまで場所へのパーミアビリティの確保は顕微鏡性を低下させ、犯罪率を高めるとの見解が支配的であった<sup>29)</sup>が、近年、Space syntax 理論を用いた分析からは、それを覆す結果が示されている<sup>17)</sup>。
  - (12) もっとも、前期 PBCP においても、少なくとも意図としては、上位目標の手段としての防犯という考え方があった。例えば、Crowe<sup>20)</sup>は、防犯の上位目標に QOL (生活の質) をあげている。しかし、後期 PBCP においては、この考え方がより強調されている点が異なる。
  - (13) 後期 PBCP の提唱者たちの言説には、ニューアーバンイズムなどの用語が頻出しており、明らかに影響を受けていると考えられる。このことは、後期 PBCP の提唱者に建築・都市計画家が多いことから裏付けられる。後期 PBCP の成立に与えた既存のまちづくり・都市計画思潮の具体的な影響については、今後明らかになっていくたい。

#### 参考文献

- 1) 雨宮護・榎野公宏・小島隆矢・榎真真(2007)、「批判論の論点と市民の態度からみたわが国の防犯まちづくりの課題」、都市計画論文集、42(3)、691-696。
- 2) Clarke,R.(ed.)(1992)，“Situational crime prevention: successful case studies”，Harrow & Heston, 286pp.
- 3) Clarke,R.(ed.)(1997)，“Situational crime prevention: successful case studies”，2nd edition, Criminal Justice Press, 357pp.
- 4) Clarke,R.&Mayhew,P.(ed.)(1980)：“Designing out crime”，H.M.S.O.186pp.
- 5) Cohen,L.E. and Felson,M.(1979)，“Social change and crime rate trends: a routine activities approach”，American sociological review, 44, 588-608.
- 6) Coleman,A.(1985)，“Utopia on trial: vision and reality in planned housing”，Longwood, 219pp.
- 7) Colquhoun,I.(2004)，“Design out crime: creating safe and sustainable communities”，Architectural press, 344pp.
- 8) イアン・カフーン著、小畑静浩・大場悟・吉田拓生訳(2007)、「デザイン・アウト・クライム、「まもる」都市空間」、鹿島出版会、294pp。(原著 Colquhoun,I.(2004)，“Design out crime: creating safe and sustainable communities”，Architectural press, 344pp.)
- 9) Cornish,D. & Clarke,R.(2003)，“Opportunities, precipitators, and criminal decisions: a reply to Wortley’s critique of situational crime prevention”，In Smith,M. and Cornish,D.(eds.)，“Theory for practice in situational crime prevention”，Crime prevention studies 16, 41-96, Criminal justice press.
- 10) Cozens,P.(2007)，“Planning, Crime and Urban Sustainability”，In Kungolas,A., Brebbia,C. & Beriatos,E.(ed.)，“Sustainable Development and Planning III, Volume1, WIT Transactions on Ecology and the Environment, 187-196, WIT Press.
- 11) Cozens,P., Saville,G. & Hillier,D.(2005)，“Crime prevention through environmental design (CPTED): a review and modern bibliography”，Property management, 23(5), 328-356.
- 12) Crowe,T.(1991)，“Crime prevention through environmental design”，Butterworth-Heinemann, 252pp.
- 13) Du Plessis,C.(1999)，“The links between crime prevention and sustainable development”，Open house international, 24(1), 33-40.
- 14) Ekblom,P.(2006)，“Specification for rebuilding CPTED”，http://www.designagainstcrime.com/web/news/revising\_cpted.htm, 2007/11/29 閲覧。
- 15) Forrest,R. & Kennet,P.(1997)，“Risk, residence and the post-Fordist city”，American behavioral scientist, 41, 342-359.
- 16) Hakim,S. & Rengert,G.F.(1981)，“Crime spillover”，Sage publications, 151pp.
- 17) Hillier,D.，“Can streets be made safe?”，http://www.spacesyntax.com/Files/MediaFiles/CAN\_STREETS\_BE\_MADE\_SAFE.pdf, 2007/11/29 閲覧。
- 18) 榎野公宏・雨宮護(2005)、「英国の防犯まちづくりのガイドライン “Safer Places”」，連載「防犯まちづくりの新視点」第1回，新都市，59(12)，82-87。
- 19) Jacobs,J.(1961)，“The death and life of great American cities”，Random House, 458pp.
- 20) Jeffrey,C.R.(1971)，“Crime prevention through environmental design”，Sage publications, 290pp.
- 21) Jeffrey,C.R.(1977)，“Crime prevention through environmental design”，Sage publications, 351pp.
- 22) 警察庁，「安全・安心まちづくり推進要綱」の改正について，http://www.npa.go.jp/pdc/notification/seian/seianki/seianki20060420-1.pdf, 2007/11/28 閲覧。
- 23) Kitchen,T.(2005)，“New urbanism and CPTED in the British planning system: some critical reflections”，Journal of architectural and planning research, 22(4), 342-357.
- 24) 小出治(2004)、「次世代の安心・安全まちづくりの推進に向けて」，警察政策，6，116-132。
- 25) 国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課都市防災対策室，防犯まちづくり関係省庁協議会，防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に係る留意事項

- http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/tobou/bohanmachidukuriyuijiko.pdf, 2007/11/28 閲覧。
- 26) 小宮信夫編(2007)、「安全まこうして守る - 現場で本当に役立つ防犯の話」，ぎょうせい，265pp.
  - 27) Lab,S.P.(2004)，“Crime prevention: approaches, practices, and evaluations”，Anderson Pub, 385pp.
  - 28) Mawby,R.I.(1977)，“Defensible space: A theoretical and empirical appraisal”，Urban studies, 14, 169-179.
  - 29) Mayhew,P.(1979)，“Defensible space: the current status of crime prevention theory”，Howard journal of criminal justice, 18, 150-159.
  - 30) Merry,S.(1981)，“Defensible space undefended: social factors in crime control through environmental design”，Urban affairs quarterly, 16, 397-422.
  - 31) Moffat,R.(1983)，“Crime prevention through environmental design: a management perspective”，Canadian journal of criminology, 25(4), 19-31.
  - 32) 守山隆(1993)、「犯罪予防をめぐる「状況」モデルと「社会」モデル：欧米における展開」，犯罪社会学研究，18，121-137。
  - 33) Murray,C.(1995)，“The physical environment”，In Wilson,J.Q. & Petersilia,J.(ed.)，“Crime”，349-362, Institute for contemporary studies.
  - 34) 成田朝明編(2006)、「これで実践！地域安全力の創造 - 生活安全条例と先進事例の実際」，第一法規，422pp.
  - 35) Newman,O.(1972)，“Defensible space: crime prevention through urban design”，Architectural press, 264pp.
  - 36) Newman,O.(1980)，“Community of interest”，Anchor press/Doubleday, 356pp.
  - 37) ODPM & Home Office(2004)，“Safer Places - The Planning System and Crime Prevention”，http://www.communities.gov.uk/pub/724/Saferplaces/thepplanningssystemandcrimepreventionP DF3168Kb\_id1144724.pdf, 2007/11/29 閲覧。
  - 38) Oc,T. & Tiesdell,S.(1999)，“The fortress, the panoptic, the regulatory and the animated: planning and urban design approaches to safer city centres”，Landscape research, 24(3), 265-286.
  - 39) Pain,R. & Townshend,T.(2002)，“A safer city centre for all? Sense of ‘community safety’ in Newcastle upon Tyne, Geoforum, 33, 105-119.
  - 40) Pluncknett,T.F.T.(1960)，“Edward I and criminal law”，Cambridge university press.
  - 41) 酒井隆史・高岩岩三郎(2005)、「公共圏の解體と創出 - ネオリバラル・アーバンイズムと抵抗のアーバンイズム」，現代思想，33(5)，56-86。
  - 42) Samuels,R.(2005)，“After-dark design, night animation, and interpersonal interaction: toward a community-security paradigm”，Journal of architectural and planning research, 22(4), 305-318.
  - 43) Saville,G. & Cleveland,G.(1997)，“2nd generation CPTED: An antidote to the social Y2K virus of urban design”，1998 International CPTED Association Conference，http://www.pac2durham.com/resources/schools.pdf, 2007/11/29 閲覧。
  - 44) Saville,G. & Cleveland,G.(2003a)，“An introduction to 2nd Generation CPTED: Part 1”，CPTED Perspectives, 6(1), 7-9.
  - 45) Saville,G. & Cleveland,G.(2003b)，“An introduction to 2nd Generation CPTED: Part 2”，CPTED Perspectives, 6(2), 4-8.
  - 46) Schneider,R. & Kitchen,T.(2002)，“Planning for crime prevention: A trans Atlantic perspective”，Routledge, 331pp.
  - 47) Schneider,R. & Kitchen,T.(2007)，“Crime prevention and the built environment”，Routledge, 274pp.
  - 48) リチャード・シュナイダー・テッド・キッチン著，防犯環境デザイン研究会訳(2006)、「犯罪予防とまちづくり，理論と米英における実践」，丸善株式会社，303pp。(原著 Schneider,R. & Kitchen,T.(2002)，“Planning for crime prevention: A trans Atlantic perspective”，Routledge, 331pp.)
  - 49) Schneider,R.(2005)，“Introduction: crime prevention through environmental design (CPTED): themes, theories, practice, and conflict”，Journal of architectural and planning research, 22(4), 271-283.
  - 50) Sherman,L.W., Gottfredson,D.C., Mackenzie,D.C., Eck,J., Reuter,P. and Bushway,S.(1997)，“Preventing crime: What works, What doesn’t, What’s promising”，http://www.ncjrs.gov/works/, 2007/11/29 閲覧。
  - 51) 谷岡一郎(2004)、「こうすれば犯罪が防げる - 環境犯罪学入門」，新朝選書，214pp.
  - 52) Taylor,R.B.(2002)，“Crime prevention through environmental design (CPTED): Yes, no, maybe, unknowable, and all of the above”，In Bechtel,R.B.(ed.)，“Handbook of environmental psychology”，413-426, John Wiley.
  - 53) Tiesdell,S. & Oc,T.(1998)，“Beyond ‘fortress’ and ‘panoptic’ cities - towards a safer urban public realm, Environment and planning B: Planning and design, 25, 639-655.
  - 54) Wekerle,G.R. & Whitzman,C.(1995)，“Safe cities”，John Wiley & Sons, 224pp.
  - 55) Wilson,P. & Wileman,B.(2005)，“Developing a ‘safe city’ strategy based on CPTED research: an Australian case study”，Journal of architectural and planning research, 22(4), 319-329.
  - 56) Wilson,J.Q. & Kelling,G.L.(1982)，“Broken windows”，The Atlantic Monthly, 3(2), 29-38.
  - 57) Wood,E.(1961)，“Housing design: A social theory”，Citizens’ Housing and Planning Council of New York, 31pp.
  - 58) 山本俊哉(2007)、「安全・安心なまちづくりの概念と都市像」，都市計画，265，23-29。
  - 59) 湯川利和・瀬渡章子(1979)、「住環境の防犯性能に関する領域論的研究」，住宅建築研究所報，1-15。
  - 60) 湯川利和・瀬渡章子(1980)、「住環境の防犯性能に関する領域論的研究」，住宅建築研究所報，345-358。
  - 61) Zahm,D.(2005)，“Learning, translating, and implementing CPTED”，Journal of architectural and planning research, 22(4), 284-293.
  - 62) Zelinka,A. & Brennan,D.(2001)，“Safescape: Creating Safer, More Livable Communities through Planning Design”，Planners Press, 285pp.